

(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会
令和 7 年度定時代議員会 議事録

開催日時:令和 8 年 5 月 20 日(水)11:00～12:30

開催場所:仙台国際ホテル 4階 広瀬の間

代議員数:91 名(定足数 46 名)

出席代議員数:90 名(有効な委任状を含む)

出席役員:理事:川寄良明(会長)

野上兼一郎、藤岡治、川島佳代子(副会長)

朝比奈紀彦、麻生伸、阿部博章、市川菊乃、大滝一、塩見洋作

玉木克彦、中澤宏、永田博史、松岡徹、宮部和徳、横田雅司、

吉村 理、中川 尚志、春名 眞一

監事:浅井英世、高原哲夫

議事録作成者:総務担当副会長 藤岡治

庶務担当理事 松岡徹

I 開会

II 黙祷

III 川寄会長の挨拶

IV 出席者数の確認

開会に先立ち、定款第 19 条により会長 川寄良明を議長と定め、議長より出席者数並びに委任状の点検が行われた。出席者 75 名、有効な委任状 15 通、合わせて 90 名の出席で、代議員総数 91 名の過半数となり、定款第 21 条、第 22 条の規定により本代議員会は成立していると認められ、議長から開会が宣言された。

なお委任状の委任先は会長 6 名、議長 5 名となっている。

V 議事録署名人の指名

定款第 25 条 3 項に従い、議長より議事録署名人に 宮城県の 千葉敏彦 代議員、東京都の 竹内直信 代議員の 2 名が指名され、議事に入った。

VI 会議に付議する事項

【報告事項】

各担当理事より提出資料に沿って、次の通り報告を行った。

1. 令和 7 年度事業報告

藤岡治副会長より説明された。議場より質問等の発言はなかった。

2. 令和 8 年度事業計画

松岡徹理事より説明された。議場より質問等の発言はなかった。

3. 令和 8 年度収支予算

塩見洋作理事より説明された。議場より質問等の発言はなかった。

4. 会員管理システムの進捗状況

松岡徹理事より説明された。議場より質問等の発言があった。

質疑応答

静岡県の馬越智浩代議員より、入会届と退会届を既存の用紙で提出するのかとの質問があった。第 3 号議案で説明するが用紙での提出ではなく会員マイページで登録事項の入力が可能となるとの返答が松岡徹理事よりあり、川寄良明会長から新入会にあたっては引き続き地方医会の協力をお願いしたい旨の追加説明があり、理解いただいた。

以上により、報告事項 1 から 4 は承認された。

【決議事項】

第 1 号議案 令和 7 年度貸借対照表および正味財産増減計算書に関し承認を求める件

塩見洋作理事より説明があり、高原哲夫監事から会計監査報告が行われた。議場より質問等の発言はなく、議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

第 2 号議案 理事及び監事改選の件(令和 8・9 年度役員選任)

定款の規定により、理事及び監事の全員が本代議員会終結と同時に任期満了となるため、役員選挙規程第 3 条により設置された役員候補者選出管理会を 河合真委員長、末吉誠一委員、中村晶彦委員にお願いしたことが報告された。

河合真委員長より令和 8・9 年度役員選任について以下の通り説明がなされた。

ブロック推薦理事については役員選挙規程第 1 章第 2 条に基づき、各ブロックから 8 名の推薦を役員候補者選出管理会にて確認した。また、選挙役員候補者については、令和 7 年 12 月 21 日開催の理事会にて審議され、選挙選出理事は役員選挙規程により 5 名から 10 名を今回は定員 9 名、選挙選出監事は役員選挙規程により 1 名から 3 名を今回は定員 2 名と決定された。

役員選挙規程第 1 章第 2 条及び第 3 章第 5 条に基づき、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日の立候補の募集において、定員と同数の理事 9 名、監事 2 名の立候補を受け付け、役員候補者選出管理会にて確認をした。立候補者数が定数と同数となったので役員選挙規定第 3 章第 16 条により選挙によらず立候補者全員を当選者と認め

ることが報告された。

議長が議場に諮ったところ、候補者全員について、全員一致で賛成し、下記のとおり選任が承認可決された。なお、出席した被選任者はその就任を承諾した。

記

再任理事 朝比奈紀彦、市川菊乃、大滝一、川寄良明、塩見洋作
玉木克彦、野上兼一郎、藤岡治、松岡徹、宮部和徳、横田雅司

新任理事 相澤直孝、井藤博之、大道卓也、滝沢昌彦、中条恭子、兵庫美砂子

再任監事 浅井英世

新任監事 中澤宏

第3号議案「定款」一部変更の件(会員の資格の取得の変更について)
松岡徹理事より、当法人の定款の「会員の資格の取得」該当箇所を下記のとおり変更することが説明された。

現行	変更案
(会員の資格の取得) 第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより <u>所属の各医会を経由して</u> 本会に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。 2 C会員は、正会員がC会員となる資格を得た時に、自動的に会員種別が変更されるものとする。 3 本会のD会員になろうとする者は、 <u>勤務地又は居所を管轄する各医会を経由して</u> 本会に申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。 4 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより本会に申し込みをし、理事会の承認を受けなければならな	(会員の資格の取得) 第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより <u>本会に申込みをし、所属の各医会の確認を経て</u> 理事会の承認を受けなければならない。 2 C会員は、正会員がC会員となる資格を得た時に、自動的に会員種別が変更されるものとする。 3 本会のD会員になろうとする者は、 <u>理事会の定めるところにより本会に申込みをし、勤務地又は居所を管轄する各医会の確認を経て</u> 理事会の承認を受けなければならない。 4 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより本会に申し込みをし、理事会の承認を受けなければならな

い。 5 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、<u>正会員及びC会員は所属の各医会を、D会員は第3項の各医会をそれぞれ経由し、賛助会員は直接本会に、その届出をしなければならない。</u>	い。 5 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、<u>理事会の定めるところにより、本会にその届出をしなければならない。</u>
---	--

質疑応答

長崎県の小室哲代議員より、医会がまとめるのではなく各個人で入会するのか。また退会に関してはどうなるかとの質問があった。庶務担当の松岡徹理事より、新規入会者を医会でまとめていただくのは変わらないが各個人が直接登録事項を入力すれば内容の転記間違いがなくなる。また退会があった場合は本会事務局から地方医会への連絡を行うとの返答があった。

大阪府の有賀秀治代議員よりの新規入会者の情報を地方医会が代行して入力可能かとの質問について、松岡理事より、地方医会で代行入力が可能であるとの返答があった。

その他に発言はなく、議場に諮ったところ、総代議員の半数以上かつ総議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成で、原案どおり承認可決された。

なお、本定款変更の効力発生日(施行日)は、令和8年5月20日とする。

第4号議案「入会金及び会費規程」一部変更の件(会費及び入会金の変更について)

松岡徹理事より、「入会金及び会費規程」該当箇所を下記のとおり変更することが説明なされた。また、「入会金及び会費規程」については当該規程第7条により「この規程の改廃は代議員会の決議により行う」ため代議員会での審議をお願いすることが補足された。

以下に変更の要旨を下記に記す。

1. 年度途中の10月1日以降に入会したA会員は、初年度のみ年会費を9,000円に減額する。
2. C会員の年会費を2種類に分け、引き続き外来診療を行う会員は15,000円、それ以外の会員は2,000円とする。
3. B会員がA会員となった場合に納入する6,000円を、「入会金」から「事務手数料」へ変更する。
4. 入金管理システムを導入していない地方医会に所属する会員については、地方医会を経由して年会費等の納入を行うことができるものとする。

質疑応答

滋賀県の金地明星代議員より C 会員①の議決権はあるかとの質問について、庶務担当の松岡徹理事より、C 会員は正会員ではないので議決権はないが本人の意思で日耳鼻を退会しており了解しているものと考えたとの返答があった。

同じく金地代議員より C①の文章中にある「及び」は「又は」とした方が統一されているとの意見に対し、松岡理事より司法書士に確認したところどちらも正しい表現であるとの返答があった。これに対し代議員の川寄良明会長から「又は」とする修正動議が提出され、議場に諮ったところ、全会一致で賛成、承認可決された。

同じく金地代議員より、第 2 条 2 を「①に該当しなくなった場合」としてはどうかの意見について、松岡代議員より、通常の外來診療を行っている場合は収入があり C①が妥当との判断から本項目も外來診療を行わなくなった場合の表現としたことの返答があり、理解いただいた。

その他に発言はなく、議場に諮ったところ、第 4 号議案を全員一致で賛成、承認可決された。

質疑応答

1. 滋賀県の金地明星代議員より日耳鼻地方部会長で臨床耳鼻科医会に所属していない方への対応についての質問があり、それに対して川寄良明会長より、入会を勧めるのに加えて、地方医会からも働きかけをしていただくようお願いする旨の返答があった。
2. 続いて、同じく金地代議員より会報誌の紙質についての質問があった。川寄会長より、記録として残しておきたい目的があり紙質について検討したが紙質を落としても金額的に大きな減額もないためそのままとしているものの、今後も検討を続けたいとの返答があった。
3. 続いて、同じく金地代議員より会長副会長に役員報酬を出してはいいかがかとの意見に対して、川寄会長より、会費も値上げしている状況で本会関係役員には旅費や宿泊費を支給されているのでお心遣いに感謝するが役員報酬を出す考えはないとの返答があった。
4. 秋田県の小泉達朗代議員より事業計画について「日耳鼻と合同で」の表現がほとんどの項目についているので、日耳鼻と合同の事業と臨床耳鼻科医会独自の事業にわけて表記してはどうかとの意見があった。それに対して川寄会長より、合同委員会での事業が多いための結果であるが表記については今後検討したいとの返答があった。
5. 滋賀県の金地明星代議員よりの、質問事項は予め提出することとするとの提案に

ついて、川寄会長より、予め質問していただいた方が検討できるのでこれからもそうしていただきたいとの返答があった。

以上で、議事をすべて終了し、令和7年度定時代議員会が閉会となった。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

令和8年5月20日

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会 定時代議員会

議 長 会長 川寄 良明 (法人実印)

議事録署名人 千葉 敏彦 (印)

議事録署名人 竹内 直信 (印)

(法人実印)

(印)

(印)